

郵便事業・信書便事業分野における
個人情報保護に関するガイドラインについて

平成20年2月
総務省

両ガイドライン策定の背景と経緯

□ 以下の背景・経緯を踏まえ、ガイドラインの告示に向けて手続中(本年4月施行予定)

1 個人情報の保護に関するガイドライン策定の背景

- ・ 個人情報保護法が分野共通で必要最小限のルールであること等を踏まえ、同法及び個人情報の保護に関する基本方針(平成16年閣議決定)により、事業の実情に応じた指針の策定が求められているもの

2 郵便・信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会の開催

- ・ 平成18年12月から、信書便事業分野について、個人情報保護に関するガイドラインの在り方の検討に資することを目的として研究会を開催し(19年6月まで計5回)、特定信書便事業者に対するヒアリングや調査を行った上で、報告書を取りまとめ(19年7月)
- ・ 同報告書において、「郵便事業についても・・・郵政民営化以降は個人情報保護法が適用されることから、個人情報保護に関するガイドラインの在り方についても検討を進めることが望まれる」とされたことを踏まえ、引き続き同月から郵便事業分野に係る研究会を開催し(11月まで計3回)、日本郵政公社(当時)に対するヒアリングを行った上で、報告書を取りまとめ(20年1月)

3 両ガイドライン(案)の策定と意見募集(パブリック・コメント)の実施

- ・ 両報告書を踏まえ、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」及び「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」を策定し、平成20年1月19日から意見募集を実施
- ・ 2月18日までの意見募集の結果、前者に対して2件、後者に対して1件の意見の提出があったところ(意見募集の結果は、ガイドラインの告示と併せて公表予定)

信書の秘密の保護と個人情報の保護との関係

- 信書の秘密の保護を目的とした郵便法・信書便法の規律を遵守する必要に加え、個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした個人情報保護法を踏まえた対応が必要

① 信書の秘密の保護

信書の秘密に係る事項(※)は、個人に係る情報のみならず、法人や団体に係る情報も含まれる

※ 信書の内容のみならず、差出人及び受取人の氏名、住所等、信書に関する一切の事項を含む

② 信書の秘密の保護と個人情報の保護との関係

- ・ 信書の秘密のうち、個人に係る信書の秘密(例:個人に係る差出人の住所・氏名等:下図A)は個人情報に包摂されることから、郵便法・信書便法に基づく信書の秘密に係る規律に加え、個人情報保護法に基づく規律の対象にもなる
- ・ 他方、個々の信書の送達に関連しない個人情報(例:商品開発のためのアンケートで取得した個人情報等:下図B)は、信書の秘密の保護の対象外になるが、個人情報保護法に基づく規律は及ぶ

【図表:通信(信書)の秘密の保護と個人情報の保護の関係】



両ガイドライン（案）の概要

- 両ガイドライン（案）では、信書の秘密に属する事項を含む個人情報の保護について規定
(※ 下記概要の下線部分は、両ガイドライン（案）で異なる点)

概要（郵便事業分野）

【目的】

郵便業務を行う郵便事業会社及び郵便窓口業務を受託した郵便局会社が、信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図る。

【規律事項】

- ・ 個人情報保護法に基づく具体的事項
(利用目的の特定、安全管理措置等)
- ・ 特に信書の秘密を保護する観点から必要な事項
- ・ 基本方針において示されている事項
(プライバシーポリシーの策定、漏えい等事案の公表等)

【適用対象】

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社。

概要（信書便事業分野）

【目的】

信書便事業者が、信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図る。

【規律事項】

- ・ 個人情報保護法に基づく具体的事項
(利用目的の特定、安全管理措置等)
- ・ 特に信書の秘密を保護する観点から必要な事項
- ・ 基本方針において示されている事項
(プライバシーポリシーの策定、漏えい等事案の公表等)

【適用対象】

個人情報取扱事業者(※)に該当する信書便事業者。ただし、個人情報取扱事業者に該当しない小規模事業者においても、本ガイドラインに準じた個人情報の適正な取扱いの確保に努めることを規定。

※ 保有する個人データによって識別される人数が5,000を超える者

両ガイドラインの施行に伴う措置

- ガイドライン(案)及び基本方針の内容を踏まえ、今後、施行に伴い以下の対応を予定

郵便事業分野

○ 郵便事業会社・郵便局会社への周知

両社に対してガイドラインの趣旨及び内容を周知するとともに、各社内部における周知・啓発及び個人情報保護施策の実施状況について監督

○ 国民への広報・啓発

ホームページ等において、ガイドラインの趣旨及び内容を含んだ情報を提供

○ 漏えい等事案への対応準備

漏えい等の発生時に、事案の速やかな解決に向け対応するため、両社から総務省への事実関係の報告体制等について、両社と整理

信書便事業分野

○ 信書便事業者への周知・普及等

各種連絡時、相談等のための来省時、検査時等の様々な機会を利用し、ガイドラインの趣旨及び内容の周知・普及等を実施

○ 国民への広報・啓発

ホームページや広報誌(信書便年報)等において、ガイドラインの趣旨及び内容を含んだ情報を提供

○ 漏えい等事案への対応準備

漏えい等の発生時に、信書便監理官と連携して、事案の速やかな解決に向け対応するため、総務省への事実関係の報告方法等について整理

○ 信書便管理規程(記載例)の規定ぶりの整理

信書便管理規程(記載例)に設けられている顧客情報の管理に関する定めの規定ぶりについて、可能な限りガイドラインの規定ぶりとの整合性を図る